

多様化する救助事象に対応する救助体制の あり方に関する高度化検討会（救助人材育成）開催要綱

（検討会の開催）

第1条 救助業務の充実強化に資する具体的方策等について検討し、我が国の救助隊員の救助技術の高度化等の推進を図るため、多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（事業内容）

第2条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 救助業務の充実強化に資する具体的方策に関すること。
- (2) 救助技術の高度化等の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

（検討会）

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、消防庁長官が委嘱する救助業務等に関し学識のある者及び消防関係機関の職員並びに関係行政機関の職員とする。
- 3 検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指名したメンバーがその職務を代理する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。
- 7 検討会については、原則公開・公表するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（作業部会）

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係行政機関の職員及び消防・救助業務等に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

（構成員の任期）

第5条 構成員の任期は、令和5年3月末日までとする。必要に応じて構成員は入れ替えることができるものとする。

（オブザーバー）

第6条 座長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

（庶務）

第7条 検討会に係る庶務は、消防庁国民保護・防災部参事官付救助係が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月29日から施行する。